

障害者権利委員会第 18 会期閉幕

2017/09/01

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会第 18 会期が閉幕した。今会期では、パナマ、モロッコ、モンテネグロ、ラトビア、ルクセンブルク、英国の第 1 次報告書の審査が行われ、それぞれに対する最終見解と勧告が採択された。また、障害者権利条約 19 条(自立した生活と地域社会への包容)に関する一般的意見 5 号が採択され、条約 5 条(無差別)に関する一般的意見草案が支持された。さらに、選択議定書 6・7 条に従って個人通報と調査手続に関する検討が行われ、2 件(1 件は白皮症に関するもの、もう 1 件は司法制度における法的支援の否定に関するもの)が条約違反、1 件が受理不可能、1 件が審理打切りと判断された。加えて、今後は条約 4 条 3 と 33 条 3 に関する一般的意見の採択に向けて活動することも決定された。第 19 会期は 2018 年 2 月 14 日～3 月 9 日に開催され、ハイチ、ネパール、ロシア、スーダン、スロベニア、セーシェルの報告書の審査が行われる予定である。

移住労働者権利員会第 27 会期開幕

2017/09/04

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利員会第 27 会期が開幕した。今日の会合では、人権高等弁務官事務所の代表が発言し、条約締約国の報告書提出が遅れており、締約国との会合の議題で報告義務のいっそうの遵守を取り上げてもらいたいと述べた。また、委員に対して特別手続担当者と連携する方法・手段をさらに検討するよう求めた。加えて、人権理事会の 6 月の会期で同伴者のいない移住者の子ども・青少年に関するパネル・ディスカッションが行われたことや、グローバル・コンパクトの協議過程について報告した。委員からは、グローバル・コンパクト採択に向けたテーマ別協議に委員会が招かれなかったこと、グローバル・コンパクトに関する討議中に人権高等弁務官が移住労働者権利条約に言及しなかったことに懸念が示された。また、グローバル・コンパクトの最終文書に委員会の見解が盛り込まれるよう、引き続き締約国と協力していくべきであるという意見もみられた。

人権理事会開催の予定

2017/09/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第36会期が9月11～29日に開催される。この会期では、25以上の人権専門家・調査機関から80以上のテーマ別報告書や国別報告書について説明が行われる予定である。また、一方的強制措置と人権、人種差別が女性・少女の人権に与える影響に関するパネル・ディスカッション、人権理事会の活動全体へのジェンダーの視点の組入れ、先住民族の権利に関する討議なども行われる。さらに、14カ国(アルジェリア、バーレーン、ブラジル、エクアドル、フィンランド、インド、インドネシア、モロッコ、オランダ、フィリピン、ポーランド、南アフリカ、チュニジア、英国)の普遍的定期審査の最終文書の検討・採択も予定されている。人権理事会は2006年に国連総会によって設立された。主な目的は、人権侵害の状況に対処し、勧告を行うことである。47カ国で構成され、現在は日本も理事国を務めている。

子どもの権利委員会開催の予定

2017/09/07

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 76 会期が 9 月 11～29 日に開催される。この会期では、エクアドル、タジキスタン、デンマーク、モルドバ、北朝鮮、バヌアツ、ギニア、キプロスの子どもの権利条約と選択議定書の実施状況について審査が行われる。子どもの権利条約(1990 年発効)は、子どもの生命の権利、氏名・国籍の権利、意見を表明する権利などを規定する。現締約国は 196 カ国である。子どもの売買・買春・ポルノに関する選択議定書(2002 年発効)は、締約国は子どもの売買・買春・ポルノを禁止しなければならないと規定する。現締約国は 173 カ国である。武力紛争における子どもの関与に関する選択議定書(2002 年発効)は、18 歳未満の者は自国の軍隊に強制的に徴集されてはならないことなどを規定する。現締約国は 166 カ国である。個人通報に関する選択議定書(2014 年発効)の現締約国は 34 カ国である。子どもの権利委員会は 18 名から成り、日本の大谷美紀子さんも委員を務める。

強制失踪作業部会開催の予定

2017/09/08

国連人権高等弁務官事務所

強制・非自発的失踪に関する作業部会第 113 会期が 9 月 11～15 日に開催される。この会期では、43 カ国に関わるおよそ 350 の失踪ケースが検討される予定である。会合は非公開で、個別のケースや一般状況に関して、失踪者家族、市民社会代表、政府代表と情報交換が行われる。また、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国連宣言」の実施における障壁に関わる情報についても検討が行われる。なお、作業部会は、同時期に開催中の人権理事会で、9 月 12 日に発言し、年次報告書や移住における強制失踪に関する調査について説明する予定である。強制・非自発的失踪作業部会は、失踪者の安否と所在を確認する失踪者家族を支援するために、1980 年に旧人権委員会によって設立され、失踪者家族と政府の橋渡しとなるよう努めている。作業部会は現在、モロッコ、カナダ、韓国、アルゼンチン、リトアニア出身の 5 名の委員で構成されている。

人権理事会第 36 会期開幕

2017/09/11

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 36 会期が開幕した。開会にあたり、ゼイド人権高等弁務官と人権理事会議長があいさつを行った。議長はあいさつの中で今会期の予定を説明し、4つのパネル・ディスカッション、特別手続担当者・調査委員会・現地調査団との多くの討議、一般討論、人権理事会諮問委員会委員の選出、特別手続担当者7名の任命などを行うと述べた。また、市民団体に対する脅迫・報復の問題を取り上げ、市民団体が理事会の活動に十分に参加することはすべての人々に共通の利益をもたらすものであり、理事会は、自らの信用と活動のために必要な威厳を示し、あらゆる脅迫・報復行為について追跡調査を行うであろうと述べた。なお、パキスタンとミャンマーから黙とうの要請があったが、議長にはこの件に関する権限はないと述べ、要請については理事会で検討されることになった。今日の会合では、会期中の活動計画が採択された。

人権理事会 人権高等弁務官が開会あいさつ

2017/09/11

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第36会期の開会にあたり、ゼイド人権高等弁務官があいさつを行い、その中で次の5点に言及した。第1に、暴力的な過激主義者ではなく政府だけが世界を完全に破壊することができるのであり、今の状況を放置すれば、人類は政府によって破滅させられること、第2に、政府は自国民の権利を公然と否定する一方で、自らを世界的プレーヤーとして演出するために、他国の人権は保護していること、第3に、多くの政府が、国連人権機関と協力する人権擁護活動家やNGOに対して脅迫・嫌がらせ・報復を行っていること、第4に、人権理事会が危機の緊急性・重大性に応じた行動をとらなければ、自らの信用を失うことになることを指摘し、第5に、議長と理事国に対して人権のためにより強力で統一した見解をまとめるよう促し、重大な人権侵害に関与する国を人権理事会から排除する必要性について検討するよう提案した。

子どもの権利委員会第 76 会期開幕

2017/09/11

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 76 会期が開幕した。開会にあたり、人権高等弁務官事務所の代表があいさつを行い、以下の点に言及した。少なくとも 8,500 人の難民が地中海を航海中に死亡または行方不明になっている。今年は 7 月までにイタリアに到着した 13,700 人の子どもの 92%に同伴者がいなかった。昨年末時点で 6,560 万人が立退きを強制され、2,250 万人の難民が生まれ、その半数以上が子どもであった。今会期では、移住労働者権利委員会と共同で作成した、国際移住における子どもの保護に関する 2 つの一般的意見が採択される予定である。個人通報に関しては、32 件の通報が登録されており、そのうち 27 件は今年登録されたものである。今会期中には、路上生活する子どもに関する一般的意見 21 号が公表される予定もある。子どもの売買等に関する第 1 次報告書の 37%、武力紛争への子どもの関与に関する第 1 次報告書の 28%が、期限を過ぎても未提出のままである。

人権理事会 強制失踪、真実・正義・補償を討議

2017/09/11

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、強制失踪作業部会議長が発言し、短期間の失踪が増加しており、被害者は一時的に法の保護が届かない状態に置かれ、拷問後に解放され、もしくは殺害されている現状を説明した。真実・正義・補償・再発防止に関する特別報告者も発言した。特別報告者は、移行期の正義は権利侵害後の国が実行することを期待される政策の1つであり、すべての地域の国が関連措置の実施において貴重な経験を蓄積していると述べ、また、被害者の可視化、現地調査、書類の作成においても前進があったと評価した。その一方で課題として、普遍的な法的義務の実施方法に一貫性がみられないこと、市民活動の場が縮小されていることなどを挙げた。他の発言者は、強制失踪の対処・防止のための国内法の重要性を強調し、20カ国以上が作業部会の訪問を受け入れなかったことは遺憾だと述べた。

人権理事会 高齢者、水・衛生の権利を討議

2017/09/11

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、高齢者の人権に関する独立専門家が発言し、ロボットや AI が特に高齢者の介護を劇的に変えると予想され、高齢者の人権確保のためにこの問題を徹底検討する必要があること、今後は適切な支援技術・ロボットのニーズが高まり、これらを活用すれば高齢者の人権享受と自立が進む可能性があることなどに言及した。飲み水・衛生の人権に関する特別報告者も発言し、政府は特にホームレス、武力紛争・緊急事態・自然災害・気候変動の被害者などへの飲み水・衛生サービスを確保すべきであると強調した。討議では、支援技術・ロボットが高齢者の保健サービスと基本的人権の確保を改善する可能性が指摘された一方で、人の触れ合いと交わりに代わるものはないという意見もみられた。また、ほとんどの国が財政を引き締めている現状で、どのようにすれば差別のない水・衛生の人権享受を確保できるかが問われた。

人権理事会 強制失踪作業部会が発言

2017/09/11

国連人権高等弁務官事務所

強制・非自発的失踪に関する作業部会が人権理事会で発言した。主な内容は以下のとおり。政府と国際社会は総じて強制失踪にしかるべき注意を払っていない。自国で強制失踪の危険があるために移住し、あるいは移住途中や移住先で強制失踪の被害にあう人々がいる。強制失踪の原因としては、政治的その他の理由による誘拐や人身取引が挙げられる。各国政府はこの問題を深刻に受け止め、防止・撲滅措置を直ちに強化し、他国・国際機関と協力すべきである。具体的には、国内や移住途中で行方不明になった人々の情報を収集・蓄積・体系化すること、失踪した移住者をあらゆる手段を駆使して捜索すること、移住者を虐待・搾取した犯罪組織に制裁を科すこと、こうした犯罪への政府当局の関与を適切に調査することを求めたい。なお、作業部会は昨年、36 カ国に関わる 1,094 件の新たな強制失踪ケースに対処し、緊急手続に基づき、そのうち 260 件について 23 カ国に連絡した。

人権理事会 人権高等弁務官の発言について討議

2017/09/12

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、11日のゼイド人権高等弁務官の開会あいさつについて討議が行われた。討議では、人権理事会理事国は人権の促進・保護において最高の水準を保つ必要があり、人権保護の主要な責任は世界中の各国政府にあるとした人権高等弁務官の発言について、支持が示された。また、市民社会に対するあらゆる制約について断固とした反対が表明され、人権擁護活動家や NGO に対する脅迫・暴力が非難された。人権高等弁務官の活動への信頼を保つために、すべての活動において公平性・非選択性を維持することが不可欠であるとの指摘もあった。なお、人権高等弁務官が発言中に取り上げた多くの国が、発言の内容に異議を述べ、自らが人権の促進・保護のためにとっている措置を説明した。日本政府代表も発言し、北朝鮮の人権状況に全く改善がみられないことなどに言及した。

人権理事会 高齢者、水・衛生に関する討議を終了

2017/09/12

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、高齢者の人権に関する独立専門家が発言し、高齢者の自立のためのロボット利用に関しては、高齢者の権利保護のためのセーフガードや拘束力のある文書が必要であると述べ、先進国と発展途上国との格差に懸念を示した。飲み水・衛生の人権に関する特別報告者は、水・衛生の規制に関わる機関は、利用者・政府・提供者の仲介者としての戦略的役割と立場を堅持すべきであると述べた。討議では、新しい技術を高齢者支援に活かすには、人権に基づいたアプローチがとられ、手頃で利用しやすい技術でなければならないこと、高齢者支援ではあくまでも家族が主要な役割を果たすことなどが主張された。また、政府は飲み水・衛生の人権を開発プログラムに組み入れ、意思決定に市民の包括的な参加をみとめなければならないこと、責任確保のための適切な規制・強力な監視が必要であることなどが指摘された。この会合をもってこれらの討議は終了した。

人権理事会 恣意的抑留、現代的形態の奴隷制を討議

2017/09/12

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、恣意的抑留に関する作業部会議長が発言し、不法移住者の抑留が一時収容所・シェルターなどの様々な臨時の施設で行われていることなどを取り上げた。現代的形態の奴隷制に関する特別報告者も発言し、「持続可能な開発目標」の目標 8.7 が強制労働の撲滅、現代の奴隷制・人身取引・児童労働の終了を求めているにもかかわらず、今なお 2,090 万人が強制労働の被害者となっており、そのうち 550 万人が子どもであると指摘した。討議では、恣意的抑留作業部会が昨年意見を採択したケースの 63%について関係国から回答がないこと、作業部会の緊急アピールや意見の対象となった人々に報復が行われたことに懸念が示された。また、多くの移住者が搾取や人身取引の危険にさらされている状況に対して、協力の強化、取組みの調整が必要であること、奴隷制の被害者の司法へのアクセスが欠如していることに言及があった。

人権理事会 傭兵の利用、危険廃棄物に関する専門家が発言

2017/09/13

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、傭兵の利用に関する作業部会議長が発言し、多くの国の法律に民間軍事会社の査察、職員の研修や国際人権法・人道法基準の遵守に関する規定が欠如していること、民間軍事会社の活動の影響を受ける人々の人権を保護するには、拘束力のある国際文書の採択が最善の方法であることなどに言及した。危険物質・廃棄物の管理・処理に対する人権に関する特別報告者も発言し、各国の状況に沿った法律・政策・実行を進めるための好事例、企業のためのガイドラインを提示した。また、恣意的抑留に関する討議も行われ、恣意的抑留に関わる差別と救済へのアクセスを検討する重要性などが指摘された。加えて、現代的形態の奴隷制の討議も行われ、多国籍企業の活動を規制する拘束力のある文書を作るべきだとする主張があった一方で、新たな条約の作成はサプライチェーンにおける問題への対策として適切ではないという意見もあった。

人権理事会 民主的国際秩序、一方的強制措置の専門家が発言

2017/09/13

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、民主的・公平な国際秩序の促進に関する独立専門家が発言し、今後取り組むべき課題として、気候変動、ハゲタカ・ファンド、メディアの無規制の活動などを挙げた。一方的強制措置が人権にもたらす悪影響に関する特別報告者も発言し、各国政府は一方的強制措置をなくすために早期に誠実かつ断固とした措置をとるべきであり、領域外での制裁についても、さらに注意が必要であると述べた。傭兵の利用に関する討議も行われ、武力紛争中の敵対行為における傭兵の利用を包括的な方法を用いて排除し、民間軍事会社の責任を追及するために、法的拘束力のある文書を作成する必要があると強調された。危険物質・廃棄物についても討議が行われ、被害者の司法と救済へのアクセスの確保が不可欠であること、政府には危険物質を規制し、企業による利用を査定する責任があることなどが主張された。

強制失踪委員会 締約国・市民社会などと会合

2017/09/13

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会では、条約締約国、国内人権機関、NGO それぞれとの会合が行われた。条約締約国代表は、遅れがみられるアジア地域の条約批准促進のために、委員会が新たな取り組みを行っていることを歓迎し、また、委員会・作業部会・特別手続担当者の協力の重要性を強調した。さらに、委員会に対して非政府主体による新たな形態の強制失踪に留意するよう促した。国内人権機関世界連合(Global Alliance of National Human Rights Institutions)は、国内人権機関 110 のうち、パリ原則に完全に従っているのは 74 であると述べ、また、委員会が国内人権機関の役割に配慮していることを歓迎した。NGO の代表は、近年アジアでは強制失踪が日常現象と化しているが、条約を批准しているのは 4 カ国にすぎないと述べた。委員は、条約の署名国 96 カ国に対して、批准国は 57 カ国にすぎず、国内手続が批准を妨げないよう確保する必要があると述べた。

移住労働者権利委員会第 27 会期閉幕

2017/09/13

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会第 27 会期が閉幕した。今日の会合で、エクアドル、インドネシア、メキシコの報告書に対する最終見解と勧告が採択された。また、移住における子どもの人権に関して、子どもの権利委員会と共同の一般的意見 3 号も採択された。今会期中には、移住に関するグローバル・コンパクトの進捗状況について報告があり、3 名の委員が、グローバル・コンパクトに女性の人権を規定するために UN Women によって設置された専門家作業部会を担当することとなった。また、委員長は 10 月 20 日に国連総会第 3 委員会演説を行うこと、移住者の人権に関する特別報告者と共同声明を公表することも決定された。第 28 会期は 2018 年 4 月 9～20 日に開催され、アルジェリア、ガイアナ、セントビンセント・グレナディーン報告書の審査、女性と子どもの移住者の人権に関する一般討議などが予定されている。

人権理事会 開発の権利を討議

2017/09/14

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、開発の権利に関する討議が行われた。開発の権利に関する特別報告者は、発展の権利宣言の採択から30年以上を経たにもかかわらず、開発の権利は普遍的な認識・実現にはほど遠いこと、人々は教育・融資・保健・住居にアクセスし、自身の生活に関わる政策の具体化に参加できてはじめて、生活を充実させることができること、開発の権利の実現の主張を再活性化することが緊急に必要であることなどに言及した。討議では、開発の権利は低開発国と発展途上国だけに関わる問題ではなく、特に保健や住居については先進国にも関係する問題であること、内外の紛争が主な原因で、先進国と発展途上国との格差が拡大していることなどが指摘され、また、開発の権利に関する対話が政治化しているのは遺憾だとする発言もあった。なお、会合の冒頭では、民主的・公平な国際秩序に関する独立専門家、一方的強制措置に関する特別報告者との討議も行われた。

人権理事会 一方的強制措置に関するパネル

2017/09/14

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、一方的強制措置と人権に関するパネル・ディスカッションが行われた。人権高等弁務官事務所の代表は、弱者に悪影響を与えないような制裁の方法、強制措置発動後のセーフガード、人権への影響評価のための監視制度、救済・責任追及・補償の方法について討議してもらいたいと述べた。人権理事会諮問委員会委員は、一方的強制措置について説明し、第1段階は外交関係の悪化、第2段階はすべての政策への介入、第3段階は制裁措置を正当化するための報道キャンペーンであると述べた。民主的・公平な国際秩序に関する独立専門家は、一方的措置によって危害を被るのは歴史的に周縁化されたグループであり、危害に対する責任追及の枠組みが整わない原因は政治的意思の欠如にあると指摘し、各国政府に対して協力して補償制度を設けるよう求め、さもなければ無規制の強制措置によって多くの人々が巻き添えを受けることになると述べた。

人権理事会 民主的・公平な国際秩序に関する専門家が発言

2017/09/14

国連人権高等弁務官事務所

民主的・公平な国際秩序に関する独立専門家が人権理事会で発言した。主な内容は以下のとおり。世界銀行が融資したプロジェクトに関連して、大規模立退き、非自発的移転、土地奪取、汚染、生計手段の破壊、強制労働、児童労働、性的虐待など、多くの人権侵害が生じている。世界銀行は、人権に悪影響を与えるプロジェクトへの融資を中止し、経済成長が食糧安全保障、清潔な水、保健、教育、雇用、富の公平な分配に結びつくよう努力すべきである。世界銀行はまた、融資の承認前に人権・健康・環境への影響を査定し、現行の監視制度を強化すべきである。さらに、重大な人権侵害が生じた場合は融資を一時停止し、被害者が効果的な手段にアクセスでき、人権擁護活動家が脅迫や報復を被ることがないようにしなければならない。先住民族の生活や文化に影響を与えるプロジェクトは、事前に強制のないインフォームド・コンセントを得ずに承認されてはならない。

人権理事会 開発の権利に関する専門家が発言

2017/09/14

国連人権高等弁務官事務所

開発の権利に関する特別報告者が人権理事会で発言した。主な内容は以下のとおり。世界中の貧困者は重複する脅威に直面しているが、この問題に対処する政治的意思が欠如している。世界的金融・経済危機、エネルギー・気候変動の危機、自然災害の増加、新たなパンデミック、腐敗、公益サービスの民営化、緊縮財政、人口の高齢化などが貧困層にもたらす影響は大きく、深刻化している。国際社会は開発の権利の正確な意味や促進方法について合意もできず、この問題はますます政治化している。政治的分裂のために、国連機関や市民社会は開発の権利の促進・保護・実現に十分に参加することができない。多くの人々は開発の権利を知らないのが現状である。草の根の団体から政府に至るまで、開発の権利に対する理解を高め、その実現に十分に関与できるようにする必要がある。国連機関・開発機関・金融機関・貿易機関は、開発の権利を活動の中心に置くべきである。

社会権規約委員会開催の予定

2017/09/14

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会が9月18日～10月6日に開催される。この会期では、コロンビア、メキシコ、韓国、モルドバ、ロシアの社会権規約の実施状況が審査される。公開の会合はインターネット中継される予定である(<http://webtv.un.org/>)。上記の国を含む社会権規約締約国(現在 165 カ国)は社会権規約委員会に定期的に報告書を提出しなければならない。社会権規約委員会は18名の委員で構成されており、各委員は世界中から選ばれた人権専門家で、国の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。委員会は NGO や国内人権機関からも意見を聞き、最終見解を作成する。最終見解は、締約国が条約上の人権義務を履行しているかを独立に評価するものである。

人権理事会 ジェンダーの視点の組入れを討議

2017/09/15

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、人権理事会の活動全体へのジェンダーの視点の組入れについて討議が行われ、特に「普遍的定期審査と『2030 持続可能な開発アジェンダ』-さらなるジェンダー平等の達成とすべての女性・少女のエンパワー」がテーマとして取り上げられた。ゼイド人権高等弁務官は、すべての国がジェンダー平等を地域の最高レベルまで高めるならば、2025 年までに世界経済は 12 兆ドル増の成長が見込めるという報告もあると述べた。発言者は、国際社会は国内・地域・世界のジェンダー平等実現のために、「2030 アジェンダ」目標 5 と普遍的定期審査という前例のない手段をもっていると述べた。また、普遍的定期審査では、行動指向型の勧告は 30%にすぎず、女性は子どもなどとひとまとめにされ、「弱者」と分類されていると指摘した。さらに、ジェンダーの主流化のための活動は、社会開発・サービスに焦点に当てべきであるという意見もあった。

人権理事会 すべての人権の促進・保護に関する一般討論を開始

2017/09/15

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、すべての人権の促進・保護に関する一般討論が開始された。開発の権利に関する作業部会議長が発言し、作業部会は開発の権利の基準案の検討を続けていると報告した。民間軍事会社に関する作業部会議長は、理事会に対して、民間軍事会社による人権侵害防止のための国際的枠組み作成を担当する作業部会を新設するよう求めた。人権副高等弁務官は、死刑、先住民族の人権、開発の権利、司法の運営などに関する国連事務総長、人権高等弁務官、高等弁務官事務所の 10 の報告書を説明した。討議では、開発の権利に関する法的文書を作成することが求められた。また、各国に対して死刑の執行猶予と廃止を求める発言もあった。さらに、貧困撲滅・食糧・教育・健康・水・衛生が自由権などの他の権利と同様に重要であること、飢餓がなくなる限り、国際社会はすべての人権実現という夢を達成できないことなどが主張された。

人権理事会 傭兵の利用に関する専門家が発言

2017/09/15

国連人権高等弁務官事務所

傭兵の利用に関する作業部会議長が人権理事会で発言した。主な内容は以下のとおり。軍事関連は成長産業であるが、民間軍事会社の規制への各国の取組み方は一貫せず不完全である。しっかりとした規制がないために、戦争犯罪や他の国際法違反が処罰されず、被害者が救済されない状況が生じている。軍事産業において人権侵害のセーフガードとなる強力な法的枠組が欠如している。人権侵害が生じた場合に、実行者を処罰し、被害者に効果的救済を提供することが必要不可欠である。民間軍事会社の海外での活動などの問題に対応し、職員の人権・人道法の研修を規定する、国際的な法的文書を作成するよう求めたい。国際的文書が作成されれば、政府と民間軍事会社の重要で統一された義務が確立するであろう。各国政府らに対して、市民の保護を最優先し、傭兵や外国人戦闘員を含め、人権侵害の実行者を処罰するよう促したい。

強制失踪委員会第 13 会期閉幕

2017/09/15

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第 13 会期が閉幕した。今日の会合では、会期中に審査が行われたリトアニアとガボンの報告書に対する最終見解が採択された。また、5 名の新役員が選出され、今会期から委員を務める日本の寺谷広司さんが報告者に選出された。会期中の 9 月 12 日には強制・非自発的失踪作業部会との会合、13 日には国連加盟国・国内人権機関・NGO との会合が行われ、14 日には強制失踪者を捜索・発見する条約上の義務に関する討議も行われた。閉会のあいさつの中で委員長は、96 カ国が強制失踪条約に署名しているが、批准国は 57 カ国にすぎないことを取り上げ、普遍的批准は不可欠であり、委員会の活動の中核の 1 つは条約批准の支援拡大であるとし、委員会は市民社会など他の関係者とともに普遍的批准に向けて引き続き取り組む所存であると強調した。また、各国の報告書の提出が遅れていることについても指摘があった。

国際民主主義デー 人権専門家が声明

2017/09/15

国連人権高等弁務官事務所

国際民主主義デーに際し、民主的・公平な国際秩序の促進に関する独立専門家が声明を発表した。内容は以下のとおり。民主主義はより正しい世界秩序を達成するために不可欠である。真の民主主義は、教育、多元的で信頼できる情報源・意見へのアクセス、決定の影響を受ける全ての人々との誠実な協議、脅迫・排斥・強制のない自由な討論を必要とする。すなわち、多数決原理を少数意見とすべての人の尊厳の尊重に結びつけるということである。民主主義はまた、多元的で自由な報道なくして機能しないが、偽りのニュース、操作的な描写、偏った問題のキャンペーンによって民主主義の混乱や墮落が生じている。偽りのニュースの拡大には政府だけでなく、民間や報道機関なども関わっている。メディアには、事実の隠蔽や一つの解釈の押し付けをせず、情報を拡大する責任がある。民主主義には、独立系の通信社と、メディア全体の民主化も必要である。

持続可能な開発目標に関して専門家が声明

2017/09/15

国連人権高等弁務官事務所

9月18日に開催される民間セクター・フォーラムで「持続可能な開発目標」に関する行動・融資について討議が行われるのに先立ち、人権と多国籍企業に関する作業部会が声明を発表した。内容は以下のとおり。「持続可能な開発目標」には民間部門と政府とのパートナーシップが規定されている。企業が持続可能な開発に寄与する最強の方法は、すべての事業と活動評価に人権尊重を組み込むことである。また、政府も自ら人権義務を履行し、企業が影響を与える人々の権利尊重を企業に奨励する必要がある。われわれは、政府と企業が「持続可能な開発目標」達成のためのパートナーシップに人権を組み入れる方法について10の勧告を作成し、その中にビジネスと人権に関する国連指導原則の活用方法を明記した。「持続可能な開発目標」も指導原則に言及しており、今こそ政府・企業・市民社会が協力して指導原則を実践していくことが必要である。

人権理事会 すべての人権に関する一般討論終了

2017/09/18

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午前の会合で、すべての人権の促進・保護に関する一般討論を終了した。討論では、死刑に関して、多くの政府代表が品位を傷つける取扱いの一形態であり、特に弱者に悪影響を与えていると主張し、各国に執行を猶予するよう求めた。複数の代表は自国では極めて重大な犯罪に限って死刑を適用していると説明した。「2030 アジェンダ」に関して、すべての個人の開発の権利確保のために重要な役割を果たすこと、包括的な方法で開発の権利を完全実現する前提条件として、国民の基本的ニーズに応え、かつ貧困問題に対処することが極めて重要であること、いっそう持続可能な開発手段が必要であることが強調された。さらに、人権擁護活動家やジャーナリストの活動の範囲がますます制限されていることに懸念が示され、人権理事会に対して、ジャーナリストや報道関係者への暴力の撤廃・責任追及に向けていっそう努力することが求められた。

社会権規約委員会第 62 会期開幕

2017/09/18

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第 62 会期が開幕した。今会期では、コロンビア、韓国、モルドバ、ロシア、メキシコの報告書の審査が行われる。人権高等弁務官事務所の代表が開会のあいさつを行った。主な内容は以下のとおり。今会期は暴力、差別、貧困、長引く紛争、大規模迫害などの重大な人権問題が生じている最中に開催されるが、こうした危機の中核には経済的・社会的・文化的権利の否定がある。また、条約機関強化に関する国連総会決議 68/268 の見直しが 2020 年に予定されている。これに関連して、条約機関の会合期間と職員の再配分が提案されており、12 月に国連総会で承認されれば、社会権規約委員会の年間の会期は 10 週間から 8 週間に削減されることになる。また、2020 年の見直しに向けて、ジュネーブ・アカデミーが条約機関制度に関する考察を行っており、報告書未提出の国への提出奨励方法、多地域での会合開催など、多くの提案がなされるであろう。

人権理事会 理事会が留意すべき人権状況に関する一般討論

2017/09/19

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人権理事会が留意すべき人権状況に関する一般討論が行われた。発言者からは、理事会は国の主権を尊重し、国内管轄事項に干渉せずに、対立しない建設的な方法で人権問題に取り組むべきであること、政治化した任務やダブル・スタンダードを蔓延させてはならないこと、国際社会は世界中の国々の人権状況の是正のために協調して努力すべきであることが主張された。また、多くの国で市民社会の活動範囲が制限され、人権擁護活動家やジャーナリストが攻撃されていることに懸念が示された。さらに、LGBT・難民・移住者の権利侵害、人種主義の高まり、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスや中絶へのアクセス、先住民族の権利侵害などが取り上げられた。日本政府代表も発言し、北朝鮮は人権状況を全く改善せず、挑発行動を繰り返しており、国際社会は協力して拉致などの人権問題に取り組むべきであると述べた。

呪術と人権に関するワークショップ開催の予定

2017/09/19

国連人権高等弁務官事務所

呪術と人権に関するワークショップが、人権理事会開催中の9月21・22日に開催される。ワークショップには国連人権専門家、各国政府、学識経験者、市民社会の代表などが出席し、被害者やこの問題に取り組む世界各地の人々から話を聞く予定である。ワークショップに先立ち、アルビニズム(白皮症)の人々の人権に関する独立専門家が声明を発表した。内容は以下のとおり。世界中の多くの国で、呪術に関わる有害な慣行が、拷問・殺人・差別・排除などの様々な人権侵害をもたらしており、これらは驚くほど残虐であり、また、しばしばアルビニズムの人々などの弱者が標的となっている。適用される法律がなく、多くの場合、実行者は処罰されていない。今回のワークショップは、呪術と人権の問題が包括的に秩序立てて徹底的に討議される初めての機会である。有害な慣行に対する実行可能な解決方法を見出すことも目標の一つとされている。

人権理事会 先住民族に関するパネル

2017/09/20

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、先住民族に関するパネル・ディスカッションが「先住民族権利宣言採択 10 周年」をテーマとして行われた。人権副高等弁務官は、多くの先住民族の子ども・若者は今なお周縁化されており、乳幼児・妊産婦の死亡率やアルコール・薬物乱用の比率は高く、教育・雇用・保健へのアクセスは少ないと述べた。討議で発言者は、先住民族の完全な参加は、彼らのコミュニティの諸権利の実現を進めるために不可欠であるとし、すべての政府に対して彼らの完全参加確保のための制度を設けるよう求めた。また、どのようにすれば「持続可能な開発目標」が先住民族の制度的差別の撲滅に役立つかが問われた。さらに、あらゆる暴力と差別から先住民族の女性・子どもを保護する重要性、先住民族の権利承認のための絶対的前提条件である民族自決権の重要性も主張された。先住民族のエンパワメントへの資金欠如を懸念する発言もあった。

人権理事会 理事会が留意すべき人権状況に関する一般討論を終了

2017/09/20

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、昨日に引き続き、理事会が留意すべき人権状況に関する一般討論が行われ、様々な地域の多くの人権侵害が取り上げられた。例えば、貧困・自然災害から被害を受ける子どもの状況、移住者が直面する人道的危機、世界的経済システムがもたらす被害、世界中のジャーナリストに対する攻撃などであった。さらに個々の国家の具体的状況に関しては、インドにおける武装集団による超法規的処刑、言語的マイノリティの権利を侵害する入学試験、ヒンドゥー至上主義、パキスタンにおける表現・集会の自由、エジプトにおけるウイグル人学生 22 人の中国への強制送還、イラクにおける米国の犯罪、アルジェリア南西部のティンドゥフ難民キャンプにおける表現の自由の否定、スリランカにおける移行期の司法確保の欠如、市民の強制的立退き、ミャンマーにおけるロヒンギャの殺害や避難などであった。この会合をもって、この討議は終了した。

人権理事会 先住民族の権利を討議

2017/09/20

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、先住民族の権利に関する討議が行われた。先住民族の権利に関する特別報告者は、彼らの権利主張に後退がみられること、先住民族権利宣言は実施からほど遠いこと、政策・措置に関するデータがないため、政府の取組みの評価が難しいことなどに言及した。先住民族の権利に関する専門家機関議長は、ビジネスや融資サービスにおける差別などに関する調査について報告した。国連先住民族基金のメンバーは、基金は人権侵害の被害者や人権擁護活動家などに資金提供を行っていることを説明した。討議では、世界中の先住民族の権利侵害に改めて留意する必要があること、気候変動は他の社会的・政治的・経済的・環境的脅威と分けられず、先住民族はとりわけ被害を受けやすいことが強調された。また、先住民族と政府との関係から生じる問題、先住民族の医療ニーズへの政府の対応方法なども取り上げられた。

人権理事会 諮問委員会などと討議

2017/09/20

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の夕方の会合では、人権理事会諮問委員会委員長が発言し、同伴者のいない移住者の子ども・青少年に関する最終報告書、不正資金の本国への未返還が人権にもたらす影響に関する中間報告書について説明した。続いて、人権担当事務次長補が、国連の協力者への報復に関する事務総長の報告書を説明し、報告書には 29 カ国に関わるケース、様々な国連機関の対応がまとめられているが、実際にはこの問題ははるかに拡大していると述べた。さらに、小作農その他の農村労働者の権利に関する権利宣言の作成を担当する作業部会議長が発言し、宣言案は飢餓ゼロ、食糧開発・経済・雇用創出・安定への小作農の貢献、彼らの経済的・社会的・環境的課題などに言及していると述べた。討議では、すべての国が同伴者のいない移住者の子どもの権利を確保する責任を有すること、各国政府と諮問委員会との交流を増やすべきであることなどが主張された。

人権理事会 国連の協力者への報復に関する報告

2017/09/20

国連人権高等弁務官事務所

人権担当事務次長補が人権理事会で、国連の協力者への報復に関する事務総長の報告書を説明した。8回目となる今回の報告書は、2016年6月～2017年5月に生じた29カ国のケースを取り上げ、国連人権機関への協力、人権機関への通報、法的その他の援助を行った人々・集団、その家族や支援者が受けた報復・脅迫について述べている。ちなみに、そうした報復・脅迫の多くが政府職員によって行われ、あるいは容認されているとしている。事務次長補は、「国連に関わった人々は、脅迫、嫌がらせ、メディアによる名誉を毀損するキャンペーン、渡航禁止、恣意的逮捕・抑留、強制失踪、拷問・虐待、資格や地位の剥奪などを受けている。こうした脅迫・報復は、関係者と家族の生活に重大な影響をもたらすだけでなく、人権に関する国連の活動を組織的に損ね、国連に対する信頼を揺るがすものである」と述べた。

高等弁務官の LGBTI 差別に関する発言

2017/09/20

国連人権高等弁務官事務所

ゼイド人権高等弁務官が、LGBTI に対する暴力・差別の中止に関する国連総会閣僚級イベントで発言した。主な内容は以下のとおり。国民が LGBTI の人々の平等を認めないから何もできないと言う政府職員がいるが、世論が LGBTI に敵対するときこそ、政府は直ちに彼らを保護する行動をとる必要がある。すべての政府に対して、個人が恋愛対象を選ぶことを許し、差別を禁止し、ヘイト・クライムや学校でのいじめに取り組み、インターセックスの幼児への不要な外科手術禁止などの措置をとるよう求める。政府には権利を保護・尊重し、こうした措置が必要な理由を国民に説明する責任がある。ゲイ・レズビアン・トランスジェンダーの人々の権利は 20 年間に大きな前進をみせたが、そうした成果は不安定であり反発も受けている。政府だけでは差別を終わらせることはできない。メディア、学校、信仰指導者、企業などすべてに対して、LGBTI の人権のために立ち上がるよう求めたい。

国際平和デーに向けて専門家が声明

2017/09/20

国連人権高等弁務官事務所

9月21日の国際平和デーに向けて、民主的・公平な国際秩序に関する独立専門家が声明を発表した。内容は以下のとおり。多くの国が軍事費を増やし、保健・教育・社会サービスへの資金投入を削減している。各国は国際関係において武力行使だけでなく、軍事圧力も控えなければならない。市民社会の主導で平和を明確な人権として確保する動きが進んでおり、こうした取組みは、人権理事会諮問委員会が策定する平和に対する権利に関する宣言案に結びついた。各国政府は協力して国内・地域・国際紛争の根本原因の解決に取り組まなければならない。過去70年間、多くの武力紛争によって国内外の民族自決の権利が否定されてきた。今こそ国連は紛争防止戦略として、民族自決の実現を積極的に支援すべきである。パンデミック、気候変動、SDGsなどへの取組みには膨大な資金が必要であり、軍事費を大幅に削減し、戦争経済から平和経済に転換することが不可欠である。

人権理事会 人権機関・制度、普遍的定期審査制度を討議

2017/09/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人権機関・制度に関する一般討論が行われた。発言者は、人権制度への協力者に対する報復・脅迫行為が増加していることを深く懸念し、人権理事会に対して、積極的な撲滅措置をとり、すべての申立てを調査するよう求めた。また、農村労働者の窮状を取り上げ、小作農の権利は包括的な取組みがなければ実現不可能であると述べた。米国の代表は、人権理事会への市民社会の参加の重要性を強調し、彼らへの報復はあってはならないことであり、人権機関の議長やメンバーはこの問題にもっと対処すべきであると述べた。中国の代表は、国連の人権機関の専門家は人権の裁判官ではなく、加盟国に圧力かけるために報復を捏造する権限はないと述べた。この会合では普遍的定期審査制度に関する一般討論も行われ、発言者は、制度の透明性・客観性・非選択性を求め、審査は3巡目に入り、これまでの勧告の効果的実施が重要であると主張した。

人権理事会 ウィーン宣言・行動計画の実施・フォローアップを討議

2017/09/25

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、ウィーン宣言・行動計画の実施・フォローアップに関する一般討論が行われた。発言者は、ウィーン宣言・行動計画は、国際法が人権保護において力をもつことの証しであり、人権が相互依存することを想起させ、人権問題の検討の普遍性・客観性・非選択性を強く主張するものであると述べた。また、人権義務を政府に思い起こさせる上で、市民社会・人権擁護活動家・ジャーナリストは不可欠の役割を果たすことを強調した。さらに、市民社会の活動家を抑圧するために複数の国が組織的行動をとっていることを深く懸念した。南アフリカの代表は、人権理事会がウィーン宣言から影響を受けることは非常に重要であると述べた。また、理事会では社会権規約の諸規定にしかるべき注意が払われていないと指摘し、開発の権利、多国籍企業・民間軍事会社・採取産業の責任追及に関して法的拘束力のある条約を作成していないのは明らかな失敗であると述べた。

人権理事会 女性差別に関するパネル

2017/09/25

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合ではパネル・ディスカッションが行われ、人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容における複合的・交差的差別と暴力が女性・少女の人権享受にもたらす影響が討議された。人権副高等弁務官は、複合的・交差的差別は複雑に入り組んだ欠乏を生み、女性と少女が大きな影響を受けること、政府職員のステレオタイプ・偏見のために法の前の平等、公正な裁判、救済に関するマイノリティ女性・少女の権利が侵害される可能性があることなどに言及した。発言者は、国際人権法の枠組みは十分に確立しているにもかかわらず、未だ実施されていないと述べ、各国政府に対して現行の合意を忠実に実施することを重視するよう求めた。また、女性・少女はしばしばディーセント・ワークに就く機会がなく、年齢・人種・宗教・障害・民族・社会的経済的地位、性的指向などの要素が人権享受のさらなる障壁になっていると指摘した。

人権理事会 アフリカ系の人々に関する討議

2017/09/26

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、アフリカ系の人々に関する専門家作業部会議長が発言し、作業部会はアフリカ系の人々に対する構造的人種主義・人種差別の撲滅計画を優先的に進めるよう推奨していると説明し、理事国に対して、人種主義の根源などに関する協議の開催に合意するよう求めた。討議では、「持続可能な開発目標」と「アフリカ系の人々の10年」はアフリカ系の人々特に女性・子どもの人権促進のための具体的措置をとる好機であること、彼らが直面する差別の特性を踏まえ、植民地制度の遺物を取り除くための包括的制度など、特別な行動・政策が必要であることが主張された。また、今なお、政治・組織の意思決定へのアフリカ系の人々の参加・代表の割合は低く、教育や労働市場へのアクセスに障壁も存在することが指摘された。なお、ウィーン宣言・行動計画のフォローアップ・実施に関する一般討論も行われ、この討論はこの会合をもって終了した。

人権理事会 人種主義に関する一般討論

2017/09/26

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容に関する一般討論が行われた。発言者は、人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容が世界中で高まっていることに懸念を示した。また、ダーバン宣言・行動綱領は人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容の脅威に対する国際社会の最善の防御策を規定したものであるとし、ダーバン宣言・行動綱領を遵守・実施するよう求めた。さらに、反イスラム、反ユダヤその他の宗教的差別、差別的な行為全般などに言及した。バングラデシュの代表は、ミャンマーにおけるロヒンギャの現状を取り上げ、少数民族であるロヒンギャに対する数十年にわたる制度的剥奪・差別が根深い憎悪につながっており、憎悪に満ちた行為を処罰しない限り、民族浄化の典型例といえる現在の状況は、ロヒンギャの人々が全滅するまで続くことになるであろうと述べた。

企業のための LGBTI 差別撤廃に関する基準

2017/09/27

国連人権高等弁務官事務所

ゼイド人権高等弁務官が、LGBTI に対する差別に取り組む企業のための初となる世界基準を発表した。この基準には次の 5 点が規定されている。①LGBTI の労働者、顧客、一般市民の人権の尊重、②LGBTI の被雇用者に対する職場における差別の撤廃、③LGBTI 被雇用者の仕事における支援、④LGBTI の顧客・卸業者・販売業者に対する差別・虐待の防止、同様の防止を卸業者に要求、⑤企業が活動するコミュニティにおける LGBTI の人々の人権の擁護、である。人権高等弁務官は、「人材、投資、サプライチェーン、マーケティングに関する企業の決定は現実的な、時に重大な影響を人権にもたらす。LGBTI の人々の平等の権利を擁護することは正しい行動であるだけでなく、企業の利益にもなる。差別撤廃は、人々の才能を活かし、生産性を最大化する鍵となる」と述べた。すでに複数の世界的大企業が、この基準を支持することを表明している。

安全な中絶国際デーに向けて人権専門家が共同声明

2017/09/27

国連人権高等弁務官事務所

9月28日の安全な中絶国際デーに向けて、女性に対する暴力、健康の権利、超法規的処刑に関する3名の特別報告者と女性差別作業部会議長が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。女性が自身と妊娠について自由に決定することは、富裕者の特権ではなく、世界中のあらゆる女性と少女の権利である。すべての政府に対して、中絶の犯罪化を中止し、すべての女性が安全・手頃で人権に合致する方法で必要な保健サービスを利用できるよう確保することを求める。また、法律・政策・実行は人権義務に基づき、女性の尊厳と自主性を認識したものとするを求める。安全な中絶デーのための運動は30年前に中南米から広まり、今では世界中で記念日が設けられ、中絶の犯罪化・偏見・差別の中止、合法・安全・手頃な中絶サービスの提供を各国政府に促すために役立てられている。9月28日が国連の正式な国際デーとなることを求めたい。

国際高齢者デーに向けて専門家が声明

2017/09/29

国連人権高等弁務官事務所

10月1日の国際高齢者デーに向けて、高齢者の人権に関する独立専門家が声明を発表した。内容は以下のとおり。具体的行動の必要性が認識されない限り、今の若者も高齢になった時に差別や人権否定から逃れられないであろう。各国政府に対して、高齢者の人権保護の強化に向けて一層努力し、高齢者の権利に関する文書の作成など、これまでの提案を検討するよう求めたい。高齢者は社会に統合され、自身に直接影響する政策の策定・実施に積極的に参加し、若者世代と知識や技術を共有すべきである。また、社会に貢献し、関心や能力に見合った立場でボランティア活動を行う機会が整えられるべきである。今の世界の高齢者の状況を見れば、これはユートピアのように聞こえるかもしれない。しかし、各国は1991年には高齢者に関する国連原則を採択している。われわれは、ユートピアを現実のものとするために一刻も早く行動しなければならない。

人権理事会 11 の決議と議長声明を採択

2017/09/29

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、11 の決議が採択された。採択された決議の内容は、①イエメンの人権状況の監視・報告のための専門家グループを設置、②小作農の人権・農村労働者の権利宣言に関する作業部会を開催、③アフリカ系の人々の10年活動計画の効果的実施のための地域会合を開催、④第38会期にパネル・ディスカッション「人権と持続可能な開発目標-『2030 アジェンダ』の効果的・包括的实施に寄与する人権技術協力・能力構築の強化」を開催、⑤国連の人権技術協力基金、普遍的定期審査実施のための資金・技術援助基金などへの資金提供の増加を各国に要請、⑥コンゴ民主共和国に対する技術援助、⑦～⑩アフリカ系の人々に関する専門家作業部会、中央アフリカ・スーダン・ソマリアに関する各独立専門家、カンボジアに関する特別報告者の任期延長、であった。また、人権理事会諮問委員会第18・19会期の報告書に関する議長声明も採択された。

人権理事会第 36 会期閉幕

2017/09/29

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 36 会期が閉幕した。今会期では 33 の決議と議長声明が採択された。決議では、民間軍事会社の責任追及に関する国際的枠組みの作成を担当する作業部会を 3 年間の任期で設置することが決定された。また、傭兵の利用、開発の権利、死刑に関するハイレベル・パネル、国連の協力者に対する脅迫・報復、移住者の子ども・青少年、「2030 アジェンダ」の実施へのジェンダーの視点の主流化、「人権教育のための世界計画」、精神の健康と人権、先住民族の権利、司法の運営における人権、良心的兵役拒否などに関する決議も採択された。さらに、民主的・公平な国際秩序の促進、一方的強制措置が人権にもたらす悪影響、真実追及・正義・補償・再発防止、危険物質・廃棄物の処理、強制・非自発的失踪、アフリカ系の人々などに関する特別手続担当者の任期を延長する決議も採択された。第 37 会期は 2018 年 2 月 26 日～3 月 23 日に開催される予定である。

子どもの権利委員会第 76 会期閉幕

2017/09/29

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 76 会期が閉幕した。今日の会合では、キプロス、北朝鮮、デンマーク、エクアドル、ギニア、モルドバ、タジキスタン、バヌアツの報告書に関する最終見解と勧告が採択された。今会期で予定されていたメキシコの報告書の審査は延期された。今会期中には、個人通報の審査、簡素化した報告手続など条約機関強化に関わる活動方法などについても討議が行われた。また、来年 9 月の一般討論のテーマは「子どもの人権に携わる活動家の保護とエンパワー」とすることが決定された。なお、会期開始後に、中央アフリカが武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書に、キプロスが個人通報に関する選択議定書にそれぞれ加入した。第 77 会期は 2018 年 1 月 15 日～2 月 2 日に開催され、グアテマラ、マーシャル諸島、パラオ、パナマ、セーシェル、ソロモン諸島、スペイン、スリランカの報告書の審査が行われる予定である。